

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

横須賀市北消防署追浜出張所清掃業務委託(長期継続契約) 仕様書

横須賀市北消防署追浜出張所清掃業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、建物における衛生的な環境の確保を図ることを目的とする。
2	履行期間	令和4年9月1日から令和7年8月31日まで
3	施行場所	北消防署追浜出張所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	<input type="checkbox"/> 対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	<input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	消防局総務課総務係 山田 昌史 電話番号 821-6455 (内線 77-7114)

<指示又は希望事項>	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>

年度毎の回数統括表

施設	業務内容	単位	回数等				合計
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
追浜出張所	床の定期清掃	回	3	6	6	3	18
	窓ガラスの定期清掃	回	1	2	2	1	6

※令和4年度は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までである。

※令和7年度は、令和7年4月1日から令和7年8月31日までである。

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和4年度	円	令和4年 9月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和5年 3月 31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
別紙のとおり				
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
 次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量（月数）を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和5年度	円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
令和6年度	円	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
令和7年度	円	令和7年4月1日から 令和7年8月31日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

初年度業務別内訳書(税抜)

業務内容		単位	予定数量	上限単位	契約単価	金額
追浜出張所	定期清掃	回	3	28,000		
	窓ガラスの定期清掃	回	1	7,000		
					合計金額	

※令和4年度は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までである。
 ※令和7年度は、令和7年4月1日から令和7年8月31日までである。

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

建 物 清 掃 仕 様 書

1 清掃場所 追浜出張所

2 履行期間 令和4年9月1日 ～ 令和7年8月31日

3 業務実施回数

(1年度分)

追浜出張所	
(1) 定期清掃	6回
(2) 窓ガラス清掃	2回

※ 清掃日程については、消防局総務課担当者とは打ち合わせを行い決定する。

4 清掃時間 午前9時 ～ 業務終了まで

5 一般事項

①清掃業務の範囲

(1) 家具、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。

(2) 次にかかげる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。

ア ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分

イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

②臨時及び緊急の措置

臨時及び緊急に清掃が必要になった時は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督員と、受託者（以下「乙」という。）が定めた作業責任者が協議を行い決定する。ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする。

③清掃業務の確認

清掃業務終了後、作業責任者は監督員に報告し確認を受ける。

④資機材等の保管

清掃資機材は、甲より指示された場所に、整理し保管する。

⑤鍵の使用

部屋等の「鍵」を使用するときは、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。

⑥服装

作業従事者は、乙の被使用者であることが確認できる作業衣又は腕章等を常に着用するか、甲の指定した腕章等を着用する。

⑦秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

⑧設備等の使用

乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。

⑨時間外作業

乙は、甲の承認を得て時間外に作業することができる。

⑩定期作業

乙は、定期作業を行うときは、事前に甲の承認を得る。

6 清掃に伴う注意事項

①作業にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に十分注意する。

②作業中に建物、什器等を毀損したときは、乙はその旨を甲に速やかに報告し、指示に従い速やかに復旧する。

③作業は静粛を保ち、市民等に十分配慮し行う。

④使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又清掃場所に応じたものを使用する。

7 用語

①定期清掃

月単位、年単位の長い周期で定期的に行う清掃業務

②床の分類

弾性床…ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル等

硬質床…陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等

8 支払い方法

- ・各月末締めをもって乙の請求により甲は精算する。
- ・各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。

9 その他

本仕様に定めのない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
事務室及び会議室	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを、洗浄する。</p>
廊下	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを、洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
階段	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダス</p>

		<p>トモップ) で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2)適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3)洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを、洗浄する。</p> <p>(4)吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5)床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6)樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p> <p>(8)洗浄時には幅木、けこみ、ノンスリップの清掃を行う。</p>
--	--	--

窓ガラスの定期清掃

清掃場所	項目	作業内容
窓ガラス	洗浄	<p>(1)ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。</p> <p>(2)ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。</p> <p>(3)ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。</p>

什器備品等の除塵

玄関ホール以外での什器備品等の除塵については、監督員の指示に従う。

ごみ処理

ごみは、種類ごとに分別し収集する。運搬、処理については、監督員の指示に従う。

清 掃 場 所 及 び 仕 様 区 分 表

4 床の定期清掃 246.79 m²

* 玄関ホールに準じる

清 掃 場 所	床 の 種 類	面 積	
階段	弾 性 床	8.22	8.22

* 事務室及び会議室に準じる

清 掃 場 所	床 の 種 類	面 積	
仮眠室	弾 性 床	63.31	238.57
受付	〃	19.01	
消防事務室	〃	41.57	
更衣室	〃	20.48	
食堂	〃	15.24	
事務室	〃	51.96	
廊下	〃	27.00	

6 窓ガラスの定期清掃 37.92 m²

清 掃 場 所	面 積
窓ガラス	37.92
	37.92